

森林文化都市ぬまたソーシャルイノベーター支援事業
令和8年度 募集要項

1 目的

本事業は、社会や地域課題の解決を目指すソーシャルイノベーター(※1)を対象に、ふるさと納税制度を活用した資金調達手段を提供することで、ソーシャルイノベーターの事業実現を支援するとともに、沼田市の地方創生推進を図るものです。

(※1) ソーシャルイノベーター

沼田市民をはじめ、市内外の人々の持続的でより良い生活の実現に向けて、社会や地域の課題解決に資する事業を営む中小企業等、市内に住所を有する個人事業主及び地域課題の解決を目的とする非営利法人等を指します。

2 事業概要

(1) ソーシャルイノベーター認定

支援対象となるソーシャルイノベーターは、公募により認定します。

(2) 寄附の呼びかけ

認定ソーシャルイノベーターは、その取り組むプロジェクトについて、寄附の目標額を定め、沼田市ホームページ等に掲載します。それぞれの目標額に向けて、自らで積極的に情報発信し、寄附を呼びかけます。

(3) プロジェクトに共感した個人や企業からの寄附

「個人版ふるさと納税(※2)」及び「企業版ふるさと納税(※3)」の両制度を活用し、プロジェクトに共感いただいた方からの寄附を受け入れます。

(4) 補助金交付、プロジェクトの実行

目標額の達成・未達成によらず、集まった寄附金の85%(1,000円未満の端数切り捨て)を補助金として交付します。なお、集まった寄附金のうち、補助金として交付しない15%相当分は、寄附集めのために沼田市が実施する広告宣伝費及び沼田市が実施する地方創生に資する事業に充当します。

この補助金等をもとに、認定ソーシャルイノベーターは、社会や地域の課題解決に資する事業を実施します。

(※2) 個人版ふるさと納税

地方税法第37条の2、第314条の7及び所得税法第78条に規定する寄附をいいます。寄附者は、所得税や住民税の控除を受けられるほか、市外在住の希望者には返礼品をお送りします。

(※3) 企業版ふるさと納税

「第2期沼田市まち・ひと・しごと創生推進計画に定める事業」に対して、民間企業等(寄附企業)が行う地方創生応援税制上の寄附をいいます。寄附企業は、法人関係税について税制上の優遇措置が受けられます。

3 補助対象者

補助事業の対象者は、次の全てに該当するものとします。

- ・ 事業内容が市内外の人々から広く共感を得られるソーシャルイノベーターであること。
- ・ 沼田市内に本店又は主たる事業所を置くこと。
- ・ 調達資金が目標額に達しない場合でも、補助事業を実施する者であること。
- ・ 取り組む課題の解決に向けて、測定可能な効果指標を設定すること。
- ・ 市税に係る徴収金(市税及び延滞金等)を滞納していないこと。
- ・ 沼田市暴力団排除条例(平成24年沼田市条例第21号。以下「暴排条例」という。)第2条に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。

4 補助対象事業

補助対象となるプロジェクトは「沼田市の地方創生に資するプロジェクト」(※4)です。

(※4) 「沼田市の地方創生に資するプロジェクト」とは

沼田市では、地方創生の推進のため「第2期沼田市まち・ひと・しごと創生推進計画」を定め、事業を実施しています。「沼田市の地方創生に資する取組」とは、本計画の推進に資するプロジェクトをいいます。詳しくは、沼田市ホームページに掲載している「第2期沼田市まち・ひと・しごと創生推進計画」をご覧ください。

▼第2期沼田市まち・ひと・しごと創生推進計画掲載ページ

<https://www.city.numata.gunma.jp/shisei/keikaku/keikaku/1010454/1010470.html>

5 補助対象経費・補助対象期間

下表のとおりです。

補助対象経費	補助対象期間
<u>沼田市の地方創生に資するプロジェクトに必要な経費のうち、下記を除く経費(※5)</u> ・ 交際費、慶弔費、懇親会費、食糧費 等 ・ 租税公課(消費税や公共料金等) ・ 金融機関への振込手数料、代引手数料	<u>交付決定日から令和10年3月31日まで</u> ・ 補助対象期間中に発注したもので、支払完了した経費が補助対象となります。

(※5) 補助対象経費の例外

補助対象経費であっても、国、地方公共団体(本市を含む。)その他のこれらに準ずる団体から、ほかの補助金、助成金制度において交付を受けている経費は、本補助対象経費から除外します。

6 補助上限額・採択予定件数・目標額・補助金の額の決定

(1) 補助上限額及び採択予定件数について

下表のとおりです。ただし、同一期間内の寄附募集は、申請者1者あたり1件のプロジェクトまでとします。また、応募件数によらず沼田市が実施する審査において一定の評価を得られなかった場合は、採択しない場合があります。

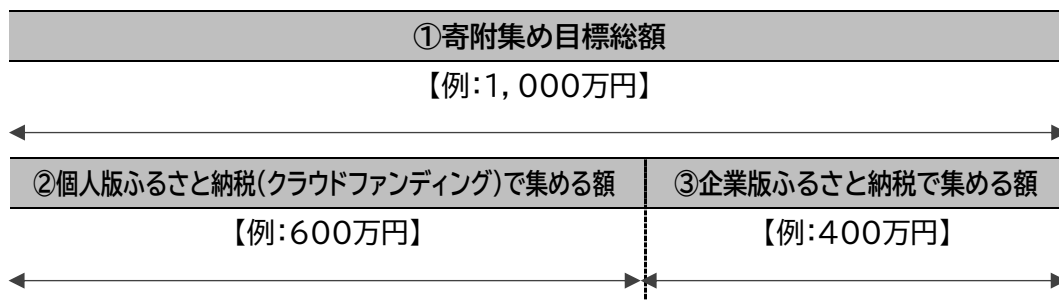
補助上限額	1,700万円以下(※6)
採択予定件数	最大1件

(2) 目標額の設定について

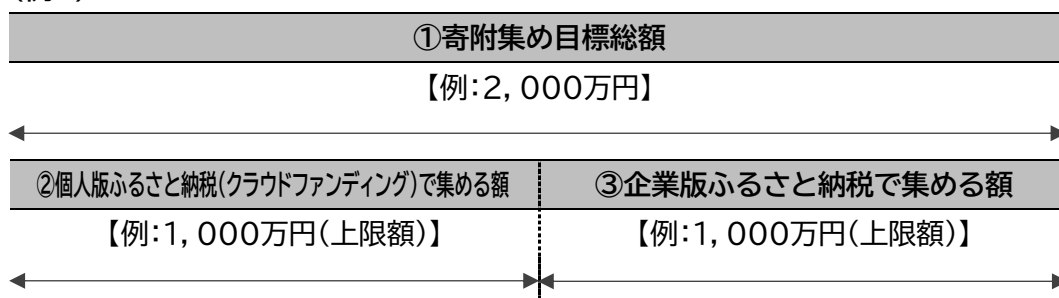
公募申請時に「①寄附集め目標総額」「②うち、個人版ふるさと納税制度(クラウドファンディング)で集める額」をそれぞれ設定してください。

ただし、より多くの方の共感を得て、社会全体で地方創生を推進する機運を高めるため「②うち、個人版ふるさと納税制度(クラウドファンディング)で集める額」については、100万円以上、1,000万円以下の額を設定してください。

(例1)



(例2)



(3) 寄附集め及び補助金の額の決定について

「②個人版ふるさと納税」は、沼田市が契約するクラウドファンディング型ふるさと納税サイトを通じて寄附を集めます。

「③企業版ふるさと納税」は、沼田市ホームページにプロジェクトを掲載して寄附を集めます。補助金は、目標額の達成・未達成によらず、集まった寄附金の85%(1,000円未満の端数切り捨て)をソーシャルイノベーターに交付します。なお、集まった寄附金のうち、補助金として交付しない15%相当分は、寄附集めのために沼田市が実施する広告宣伝費及び沼田市が実施する地方創生に資する事業に充当します。

(例3)

個人版ふるさと納税で集めた額:800万円 …A

企業版ふるさと納税で集めた額:500万円 …B

$(A+B) \times 0.85 = \text{補助金の額:1,105万円} \dots C$

$C - (A+B) = \text{沼田市の広告宣伝費及び地方創生に資する事業への充当額:195万円}$

(例4)

個人版ふるさと納税で集めた額:1,000万円 …A

企業版ふるさと納税で集めた額:1,000万円 …B

$(A+B) \times 0.85 = \text{補助金の額:1,700万円} \dots C$

$C - (A+B) = \text{沼田市の広告宣伝費及び地方創生に資する事業への充当額:300万円}$

(※6) 補助上限額の考え方について

本制度では、個人版ふるさと納税、企業版ふるさと納税それぞれの寄附集めの上限額は、1,000万円で、最大2,000万円まで寄附集めを行うことができます。補助金の額は、個人版ふるさと納税、企業版ふるさと納税それぞれで集めた寄附額の85%となりますので、補助上限額は、2,000万円の85%に相当する1,700万円となります。

7 補助金交付までの流れ

年月	実施内容	摘要
R8.6	募集	事業認定申請
8	審査・採択	書類審査及びプレゼン審査
	結果発表	ホームページ等で公表
	寄附サイト制作(～10月)	
11	個人版ふるさと納税寄附集め(～R9.1月)	期間満了または目標額到達で終了
	企業版ふるさと納税寄附集め(～R9.3月)	期間満了または目標額到達で終了
R9.4	補助対象事業実施(～R9.3月)	補助金交付申請及び交付決定
R10.3	成果報告会・実績報告	
4	補助金交付	

8 スケジュール

令和8年

6月26日(金)	募集開始・質問受付開始
7月31日(金) 17時	申請〆切(必着)
8月12日(水) まで	書類審査(一次審査)結果のご連絡(申請者全員)
8月20日(木)	プレゼンテーション審査(二次審査)
8月下旬	認定結果通知
11月～令和9年3月	寄附集め(詳細は「7 補助金交付までの流れ」のとおり)

令和9年

4月	補助金交付申請及び交付決定
4月～令和10年3月	補助対象事業実施

令和10年

3月	成果報告会
3月31日(金)	実績報告(領収書等の提出)
4月	補助金の交付(※7)

（※7）補助金の交付時期について

補助金の交付については、原則として、実績報告を市が受け付けた後、事業の実績や支出内容等を証拠書類等により確認できた後になります。

9 応募について

【提出期限】 令和8年7月31日(金) 17時(必着)

【提出方法】 「13 お問い合わせ(質問)先」のメールアドレスに送付

【提出形式】 PDFファイル形式

【提出書類】 以下の書類データを提出してください。

提出書類	様式	提出者	備考
(1)事業認定申請書	第1号	全員	押印は不要です。
(2)事業計画書	任意	全員	参考様式があります。
(3)役員名簿	任意	全員	
(4)履歴事項全部証明書写し	所定の様式	全員	個人事業主の方は、開業届をご提出ください。
(5)定款、規約等	任意	法人のみ	個人事業主の方は、提出不要です。
(6)市税の完納証明書	所定の様式	全員	申請者が納税義務を負う市税の完納証明書を添付してください。
(7)その他参考となる書類	任意	任意	その他、もし参考となる書類がありましたら、ご提出ください。

【注意事項】

- ・ 提出時の添付ファイル合計は、10MB未満でお願いします。容量を超える恐れがある場合は、分割して送信してください。
- ・ メールにて受領後、3営業日以内に受領通知をメールにて返信します。3営業日を過ぎても受領通知が届かない場合は、受信エラー等の可能性があるため「**13 お問い合わせ(質問)先**」にお電話でご連絡ください。
- ・ 提出書類は、本補助金審査以外の目的には使用しません。

10 審査方法について

(1) 審査方法

提出された「事業計画書」に基づき、書類審査(一次審査)とプレゼンテーション審査(二次審査)により、ソーシャルイノベーターを認定します。

一次審査通過者のみが、二次審査に進みます。

(2) プレゼンテーションについて

事業計画書をもとに、15分間のプレゼンテーションの後、質疑応答を10分間行います。

ご出席いただく時間帯や参加方法等の詳細については、一次審査結果の通知時にご案内します。

【注意事項】

- ・ プレゼンテーションでは、提出書類に記載されていない提案・計画等の追加は、できません。
- ・ 二次審査に不参加の場合は、申請を辞退したものとみなします。

(3) 審査のポイントについて

別紙「審査ポイント(令和8年度森林文化都市ぬまたソーシャルイノベーター支援事業)」のとおり。

11 留意事項

- (1) 各申請にかかる費用は、全て申請者が負担するものとします。
- (2) 審査結果に関する質問は、一切受け付けません。
- (3) 提出書類に虚偽があった場合、または必要な手続きを行わない場合は、認定の後であっても認定を取り消すことがあります。

12 認定後の寄附集めのための支援について

寄附集めは、認定ソーシャルイノベーターが積極的に広報するものとしますが、沼田市においても情報発信の観点で、次の支援を実施します。

- ・ 沼田市認定ソーシャルイノベーターとして、沼田市ホームページ等の広報媒体に掲載
- ・ 沼田市認定ソーシャルイノベーターとして、メディアリリース
- ・ 広報ぬまた等、沼田市広報媒体での情報発信
- ・ 沼田市が契約するクラウドファンディング型ふるさと納税サイトにプロジェクトを掲載(※8)
- ・ 沼田市が契約する広告宣伝業務の実施事業者による広告宣伝

(※8)サイトの掲載費用について

サイトの掲載やふるさと納税返礼品に係る費用等は、沼田市が負担します。

13 お問い合わせ(質問)先

下記へお問い合わせください。

- 【お問い合わせ先】 沼田市 総務部企画政策課 政策推進係
【電子メール】 kikaku@city.numata.lg.jp
【回答方法】 3営業日以内に、電子メールにて回答します。
【電話番号】 0278-23-2111(内線4034)

【お願い】

- ・ なるべく電子メールにてお問い合わせいただき、電話でのお問い合わせは、当市から電子メールによる回答がない場合など、最小限としていただけますようご協力ください。
- ・ 「森林文化都市ぬまたソーシャルイノベーター支援事業に係るFAQ」を募集ページに掲載していますので、ご確認ください。

14 参考 「中小企業等」の定義について

本事業における「中小企業等」は、次のとおり定義します（個人事業主及び地域課題の解決を目的とする非営利法人等を含む。）。

業種・組織形態		資本金・従業員の数
中小企業基本法等に定めのある法人	①製造業、建設業、運輸業	資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下
	②卸売業	資本金の額若しくは出資の総額が1億円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下
	③サービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く。）	資本金の額若しくは出資の総額が5千万円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下
	④小売業	資本金の額若しくは出資の総額が5千万円以下又は常時使用する従業員の数が50人以下
	⑤ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が900人以下
	⑥ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下
	⑦旅館業	資本金の額若しくは出資の総額が5千万円以下又は常時使用する従業員の数が200人以下
	⑧その他業種（上記以外）	資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下

審査ポイント(令和8年度森林文化都市ぬまたソーシャルイノベーター支援事業)

項目	配点
1 取り組む課題の具体性、必要性	5
取り組む課題を具体的に設定しており、取り組む必要性を明確に説明できている。	5
2 事業の必要性、波及性	30
事業内容が、社会や地域の課題解決の打ち手として有効である。	5
さまざまな地域で広く活用、応用できる事業内容であり、事業の効果が広く波及する見込みがある。	5
事業内容が、市内外の人々から広く共感の集まる内容である。	5
事業内容が、沼田市民をはじめ、市内外の人々の持続的でより良い生活の実現につながるものである。	10
課題解決に向けて、測定可能な効果指標を設定している。	5
3 支援の必要性、効果	10
寄附を通じた支援が必要であり、プロジェクトの内容が、今後の事業成長において効果的と期待できる。	10
4 寄附を集めるための取組(自立性、具体性、実現性)	15
寄附集めについて、自己努力で寄附を集める姿勢があり、また、その手法に具体性・実現性がある。	10
目標額に達しない場合も、プロジェクト実施に向けた対応を検討している。	5
5 事業の継続性	10
実現可能な事業計画や資金計画を有し、継続的な事業実施のための具体的な方策を示している。	10
6 市のビジョンとの整合性及び評価委員の主観的要素	30
「森林文化都市」のビジョン実現に資するプロジェクトである。	15
ビジネスモデル、製品やサービスに独創性がある。	5
地域や社会の課題解決を目指す他者にとって、ロールモデルとなる要素がある。	10
合計	100